

【新宿区出産・子育て応援ギフトの支給事業】FAQ（HP掲載） ※令和5年2月25日時点の情報で作成しています。

質問	回答				
所得制限はありますか？	所得制限はありません。				
外国籍がもらえますか？	日本国籍を有する者と同様の要件を満たせば支給対象となります。				
里帰り出産の場合、どうなりますか？	<p>里帰り先で「こんにちは赤ちゃん訪問」を受けた場合、新宿区の支給対象者です。</p> <p>里帰りの自治体から実施報告があった際は、新宿区内の自宅まで申請案内を郵送します。</p> <p>ご自宅を長期間留守にする場合などのご事情がある場合は、ご連絡ください。</p> <p>健康づくり課健康づくり推進係（電話：03-5273-3047）</p>				
DVにより新宿区に避難して生活していますが、対象となりますか？	<p>区の間い合わせ先へご相談ください。</p> <p>健康づくり課健康づくり推進係（電話：03-5273-3047）</p>				
DVにより新宿区外に避難して生活していますが、対象となりますか？	<p>区の間い合わせ先または、避難先の自治体にお問い合わせください。</p> <p>健康づくり課健康づくり推進係（電話：03-5273-3047）</p>				
新宿区を転出しますが（しましたが）、対象になりますか？	令和5年2月28日以前に転出の場合	転出先の自治体に申請して下さい。（新宿区では事業開始前のため）			
	令和5年3月1日以降に転出の場合	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border: none;">転出前に面談(*1)を受けていない</td> <td style="border: none;">転出先へ申請して下さい。（転出先の自治体で面談等の各自治体が定める要件を満たす必要があります。）</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">転出前に面談(*1)を受けている</td> <td style="border: none;"> 事業開始日（令和5年3月1日）時点で新宿区に住民登録がある方は、新宿区・転出先どちらに申請していただいても構いません。転出先で申請する場合は、改めて面談等の各自治体が定める要件を満たす必要があります。 なお、複数の自治体から二重に支給を受けることはできません。 </td> </tr> </table>	転出前に面談(*1)を受けていない	転出先へ申請して下さい。（転出先の自治体で面談等の各自治体が定める要件を満たす必要があります。）	転出前に面談(*1)を受けている
転出前に面談(*1)を受けていない	転出先へ申請して下さい。（転出先の自治体で面談等の各自治体が定める要件を満たす必要があります。）				
転出前に面談(*1)を受けている	事業開始日（令和5年3月1日）時点で新宿区に住民登録がある方は、新宿区・転出先どちらに申請していただいても構いません。転出先で申請する場合は、改めて面談等の各自治体が定める要件を満たす必要があります。 なお、複数の自治体から二重に支給を受けることはできません。				
他自治体で妊娠届出を提出し、新宿区に転入しますが、対象になりますか？	<p>新宿区の看護職との面談（ゆりかご・しんじゅく）を受けた方は支給対象となります。</p> <p>管轄の保健センター又は健康づくり課へお越しください。</p> <p>※転入元の自治体で支給を受けている場合は対象外です。</p>				
他自治体で出産し、新宿区に転入しますが、対象になりますか？	令和5年2月28日以前に新宿区に転入の場合	<p>事業開始日（令和5年3月1日）時点で新宿区に住民登録がある方は、新宿区の支給対象者です。3月下旬から順次申請書等を発送します。</p> <p>※転入元の自治体で支給を受けている場合は対象外です。</p>			
	令和5年3月1日以降に新宿区に転入の場合	<p>転入前の自治体が事業開始前、または転入前の自治体で出産後の面談等（こんにちは赤ちゃん訪問など）を受ける前に新宿区に転入された場合は、新宿区の支給対象となります。</p> <p>生後4か月になる前日までのお子さんを養育する方は新宿区のすくすく赤ちゃん訪問時に申請ができます。令和4年4月1日以降に出生し、かつ生後4か月以降のお子さんを養育する方は、下記連絡先にお問い合わせください。</p> <p>健康づくり課健康づくり推進係（電話：03-5273-3047）</p>			
流産・死産した場合は、対象になりますか？	流産・死産した場合でも、令和4年4月1日以降に妊娠届を提出している場合は、出産応援ギフト（5万円相当）の対象となります。				

(*1)妊娠届出時の看護職との面談や、出産後のすくすく赤ちゃん訪問